



# 埼玉県報

第165号  
令和2年(2020年)  
12月8日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 予算の公表（財政課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の告示（商業・サービス産業支援課）
- 県営土地改良事業荒木地区（区画整理事業）の換地計画の決定及び換地計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 越谷都市計画公園事業の事業計画の変更認可（公園スタジアム課）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百九十三号

埼玉県議会令和二年十二月定例会において議決された令和二年度埼玉県一般会計補正予算（第十一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第11号）

令和2年度埼玉県一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,942,832千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,310,332,976千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

## 別表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		481,897,981	1,394,265	483,292,246
	2 国庫補助金	359,777,029	1,394,265	361,171,294
12 繰入金		89,540,380	548,567	90,088,947
	2 基金繰入金	77,834,596	548,567	78,383,163
歳入合計		2,308,390,144	1,942,832	2,310,332,976

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		62,946,468	1,942,832	64,889,300
	1 商工業費	62,117,464	1,942,832	64,060,296
歳出合計		2,308,390,144	1,942,832	2,310,332,976

# 告示

## 埼玉県告示第千三百九十四号

加須市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

加須市	平成三十年度	地籍図二十八枚	飯積Ⅲ地区（飯積の一部）	令和二年十二月一日
調査を行った者の名称	調査を行った時期	地名	称地	区
				年
				月
				日
				証

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百九十五号

坂戸市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告示

### 埼玉県告示第千三百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア熊谷箱田二丁目店

埼玉県熊谷市箱田二丁目七百三十三番一外

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十時

（変更後）午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十時三十分

（変更後）午前八時三十分から翌午前零時三十分

##### ハ 変更年月日

令和三年一月十一日

##### ニ 届出年月日

令和二年十一月二十日

#### 二 縦覧期間

令和二年十二月八日から令和三年四月八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

令和二年十二月八日から令和三年四月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



# 告 示

## 埼玉県告示第千三百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カワチ薬品鷺宮店

埼玉県久喜市鷺宮三丁目二十六番六号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 近隣住民からの意見や要望を反映した店舗運営を行い、苦情等が発生した場合に誠意をもってその解決に当たること。

(2) 各駐車場の出入口に「とまれ」等の表示をすること。

(3) 開店時は、交通誘導員の設置を検討すること。

### 二 縦覧期間

令和二年十二月八日から令和三年一月八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業荒木地区（区画整理事業）の換地計画を令和二年十二月三日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 縦覧期間

令和二年十二月十日から令和三年一月十四日まで

#### 二 縦覧場所

行田市役所

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百九十九号

測量計画機関である埼玉県飯能県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県飯能県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（一級河川宿谷川／宿谷川境界整備）

### 三 作業地域

埼玉県日高市大字北平沢、大字山根地内

### 四 作業期間

令和二年十一月十二日から令和三年二月二十六日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百号

測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県秩父県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

### 三 作業地域

秩父県土整備事務所管内のうち、秩父市の一部

### 四 作業期間

令和二年十一月二十七日から令和三年二月十九日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百一号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

### 二 作業種類

数値撮影（デジタル）

### 三 作業地域

埼玉県三郷市、春日部市、吉川市、杉戸町、松伏町、幸手市、草加市、越谷市、八潮市、宮代町

### 四 作業期間

令和二年十二月一日から令和三年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百二号

測量計画機関である幸手市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

幸手市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

幸手市全域

### 四 作業期間

令和二年十二月一日から令和三年三月十九日まで

# 告示

## 埼玉県告示第千四百三号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

東松山市

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

東松山市大字上野本地内

### 四 作業期間

令和二年十一月二十日から令和三年三月二十三日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一三―三五―〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県深谷市荒川字上宿千百三十七番 他十筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八百一立方メートル



## 告示

### 埼玉県告示第千四百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十六年埼玉県告示第三百五十号で告示した越谷都市計画公園事業（越谷市施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和二年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 事業施行期間

平成二十五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

#### 二 変更に係る事業地

##### イ 収用の部分

平成二十六年埼玉県告示第三百五十号の事業地のうち字東前、字東田及び字南田地内の一部を削る

##### ロ 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和二年十二月八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 檜 徹

号	第 秩 二	指 定 番 号
第 一 項 第 五 号	建 築 基 準 法 第 四 十 二 条	指 定 に 係 る 道 路 の 種 類
日	令 和 二 年 十 二 月 一	指 定 の 年 月 日
五 番 八 、 二 千 百 四 十 六 番 四	埼 玉 県 秩 父 郡 横 瀬 町 大 字 横 瀬 字 六 番 二 千 百 四 十	指 定 に 係 る 道 路 の 位 置
	三 十 一 ・ 五 一	指 定 に 係 る 道 路 の 延 長 ( 単 位 メ ー ト ル )
	四 ・ 〇 〇	指 定 に 係 る 道 路 の 幅 員 ( 単 位 メ ー ト ル )

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和二年十二月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村 宏

第一号	指定番号
第一項第五号	指定に係る道路の種類
建築基準法第四十二条	指定の年月日
令和二年十二月二日	指定に係る道路の位置
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字田妻六千二百七十九番六、六千二百七十九番八、七千六百九十九番四、七千六百九十九番七	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
三十四・八三	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)
四・〇〇	

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年十二月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志村 宏

#### 一 許可番号

令和二年十二月三日

指令越建セ第三〇〇〇一六二号

#### 二 検査済証番号

令和二年十二月四日

越建セ第二八二一一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字西原六十五番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市樋籠五百五十二番地三十三

白幡 幸治

## 告 示

### 埼玉県選管告示第三十六号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和二年十二月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和二年十二月十七日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 選挙啓発について

イ その他